

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更

(平成26年8月1日)

現 行	変 更 後
第1条～第20条 (省略)	第1条～第20条 (現行どおり)
第21条 (取引の制限等) (省略)	第21条 (取引の制限・禁止行為) (現行どおり)
2 (省略) (追加)	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。また、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うことを承諾いただくものとします。</u></p> <p>(1) <u>本取引システムまたは本取引システムの運用に対して過大に負荷を強いいる行為</u></p> <p>(2) <u>本取引システムで通常実行できないような取引を行う行為</u></p> <p>(3) <u>お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を当社の同意を得ずに公開、複製、転載、再配布、販売する行為</u></p> <p>(4) <u>当社 (当社の関係会社を含む) の役職員 (当社の関係会社の役職員を含む。) に対する暴言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為</u></p> <p>(5) <u>本取引システムの脆弱性、お客様または当社の通信機器、通信回線、システム機器等もしくはインターネットの脆弱性、インターネット市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為</u></p> <p>(6) <u>本取引とは無関係と思われる入出金を行う行為</u></p> <p>(7) <u>前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為</u></p> <p>4 <u>前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前に通知することなくお客様の取引口座の新規取引を規制し、過去に遡り補正を行うことができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。</u></p>
第22条～第25条 (省略)	第22条～第25条 (現行どおり)

<p>第26条（免責事項） (省 略) (1)～(14) (省 略) (15) (追 加) 2～5 (省 略)</p> <p>第27条～第29条 (省 略)</p> <p>第30条（解 約） (省 略) 2 (省 略) (1)～(5) (省 略) <u>(6) お客様の入出金が、本取引を行うための適正な入出金ではないと当社が判断した場合。</u> <u>(7)～(9) (省 略)</u> (以下省略)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成26年4月28日</u>より施行する。</p>	<p>第26条（免責事項） (現行どおり) (1)～(14) (現行どおり) <u>(15) 第21条第4項の定めにより、お客様に生じた一切の損害。</u> 2～5 (現行どおり)</p> <p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条（解 約） (現行どおり) 2 (現行どおり) (1)～(5) (現行どおり) (削 除) <u>(6)～(8) (現行どおり)</u> (以下現行どおり)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成26年8月1日</u>より施行する。</p>
---	---